

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A病院において准看護師として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、患者を車椅子に移乗させる際に、右下肢を捻り負傷したことから、同月〇日、B病院に受診し「右膝関節捻挫」と診断され加療した。請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に転医し、「右膝関節挫傷」により通院加療を行った結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆとなった。

請求人は、監督署長に、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本請求期間のうち、同年〇月〇日以降の間に係るものについては、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日に治癒したとして、同年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度における症状固定とは、業務上の負傷又は疾病に対して、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものであり、負傷にあつては創面がゆ合し、その症状が安定し医療効果が期待し得なくなったとき、疾病にあつては急性症状が消退し、慢性症状は持続してもその症状が安定し、医療効果がそれ以上期待し得ない状態になったときをいうと解される。

(2) 請求人は、現在も治療中であり、加療により改善が見られ、悪化を防いでおり、途中で治療を止められれば悪化する旨主張する。請求人の右膝関節痛に関しては、平成〇年〇月〇日、C病院に転医後3年にわたり理学療法及び運動療法が施行されているものの、D医師の意見書をみると、症状経過について、一貫して症状は不変である旨所見し、平成〇年〇月〇日付けの意見書においては、症状固定の時期であると述べている。

以上のことから、当審査会としても請求人の症状は、上記(1)に照らし、医療効果が期待できない状態に至っていると判断せざるを得ず、監督署長が平成〇年〇月〇日に治癒と判断したのは妥当と考える。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の一部を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。